

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学院委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則 この規程は、2024年 4 月 1 日から改正施行し、2024年度入学生より適用する。

科目等履修生規程 (大学院)

(目 的)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第58条に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(出 願 資 格)

第 2 条 本大学院において履修を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本大学院において、上記 1 号の者と同等以上の学力を有すると認められた者

(履 修 科 目)

第 3 条 履修は、本大学院学生の授業に支障ない範囲において認められる。なお、本大学院学生の履修者が無い科目については、不開講となり履修できないことがある。

(履 修 期 間)

第 4 条 科目等履修の期間は、原則として年度始めから 1 年以内とする。

(出 願 手 続)

第 5 条 科目等履修生志願者は検定料10,000円を納入のうえ、次に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定様式、写真添付）
 - (2) 志望理由書
 - (3) 最終学歴校の卒業証明書
 - (4) 最終学歴校の成績証明書
 - (5) 健康診断書（提出前 3 カ月以内受診のもの）
 - (6) その他学長が必要と認める書類
- 2 科目等履修生が次年度も引き続き科目等履修を希望するときは、改めて前項(1)、(2)、(5)を提出し出願手続を行わなければならない。
- 3 前第 2 項により出願する者については検定料を免除する。

(再 履 修)

第 6 条 不合格となった科目を再履修する場合は、改めて願書を提出しなければならない。

- 2 既に単位認定された科目の再履修は認めない。

(選 考)

第 7 条 科目等履修生の選考は、書類審査・面接その他の方法によって審査・選考を行い、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

(登録手続及び履修許可)

第 8 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の書類を提出し、科目等履修登録料および履修費を納入しなければならない。

- 2 学長は前項による手続を完了した者に履修を許可する。

(履 修 費 等)

第 9 条 履修費は次のとおりとする。

- (1) 授業科目 1 単位につき15,000円とする。
 - (2) 本大学院修了者および神戸松蔭女子学院大学、神戸松蔭女子学院大学短期大学部卒業生については 1 単位10,000円とする。
- 2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別な費用は科目等履修生の負担とする。
- 3 科目等履修登録料は10,000円とし、1 年ごとの更新とする。

(科目等履修生証)

第 10 条 科目等履修生には科目等履修生証を交付する。

- 2 科目等履修生が登校する際には、科目等履修生証を携帯し、試験時はこれを机上に提示しなければならない。
- 3 学生割引（学校学生生徒旅客運賃割引証）や通学証明書等は交付しない。

(施設の利用)

第 11 条 科目等履修生は、大学図書館および履修に必要な施設・設備を利用することができる。ただし、特定の施設・設備の利用について制限を受けることがある。

(単位の認定)

第 12 条 科目等履修生が授業科目を履修し、試験その他の方法による成績評価に基づき合格したときは、所定の単位を認定する。

- 2 前項に規定する単位認定は、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

(証明書の交付)

第 13 条 前条に規定する単位を修得した場合、学長は希望者に対し、履修期間の証明書および単位修得証明書を交付することができる。

(諸規則の遵守)

第 14 条 科目等履修生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(履修許可の取消)

第 15 条 学長は、科目等履修生が次の各号の一に該当する場合、当該科目等履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 所定の期間内に履修費を納付しないとき
- (2) 本学の学則および諸規則に違反したとき
- (3) 科目等履修生としてふさわしくない行為のあったとき

(事務の所管)

第 16 条 科目等履修生に関する事務は、教務課が取り扱う。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、大学運営委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2024年5月28日に改正し、2024年4月1日より施行する。

研究生規程（大学院）

(目 的)

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学大学院学則第61条に基づき、研究生に関する必要事項を定める。

(研究期間)

第 2 条 研究生の在学期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年、もしくは前期・後期の半年とする。ただし、引き続き研究指導を受けることを志望するときは、1年を限度として、期間を延長することができる。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学を志願することのできる者は、下記の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (6) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (7) 相当の年齢に達し、大学を卒業した者と同等以上の学力がある者と、本大学院が認めた者

(出願手続)

第 4 条 研究生志願者は下記の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 入学後の研究計画書
- (3) 最終学校卒業（見込）証明書
- (4) 最終学校成績証明書
- (5) 履歴書